

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内共第1号	千代川漁業協同組合	鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町	次の基点第1号と基点第2号を直線で結ぶ線から上流の千代川本流及びその支流 基点第1号鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標0K200 基点第2号鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標0K200	あゆ漁業 やまめ(さくらますを含む。)漁業 いわな漁業 あまご(さつきますを含む。)漁業 にじます漁業 こい漁業	1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から令和5年8月31日まで	鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町	生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
内共第2号	天神川漁業協同組合	倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町	次の基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線から上流の天神川本流及びその支流 基点第3号東伯郡湯梨浜町大字はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端基点第4号東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端	あゆ漁業 やまめ(さくらますを含む。)漁業 いわな漁業 あまご(さつきますを含む。)漁業 にじます漁業 こい漁業	1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から令和5年8月31日まで	倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町	生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
内共第3号	日野川水系漁業協同組合	米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町	次の基点第5号と基点第6号を直線で結ぶ線から上流の日野川本流及びその支流基点第5号西伯郡日吉津村大字富吉に国土交通省が設置した距離標0K000 基点第6号米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標0K000	あゆ漁業 やまめ(さくらますを含む。)漁業 いわな漁業 あまご(さつきますを含む。)漁業 にじます漁業 こい漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から令和5年8月31日まで	米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町	生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
内共第4号	湖山池漁業協同組合	鳥取市	鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池	しじみ(やまとしじみ)漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 しらうお漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	鳥取市	漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東伯郡湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字橋津及び大字はわい長瀬の羽合大橋下流端から同郡湯梨浜町大字引地の東郷橋下流端までの橋津川、東郷池及び東郷川	しじみ(やまとしじみ)漁業 ごかい漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 しらうお漁業 えび漁業 ぼら漁業 すずき漁業	1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から令和5年8月31日まで	東伯郡湯梨浜町	生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。